

第2条（定義）

（定義）

第2条 この法律において「消費者」とは、個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。

2 この法律（第43条第2項第2号を除く。）において「事業者」とは、法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。

3 この法律において「消費者契約」とは、消費者と事業者との間で締結される契約をいう。

4 この法律において「適格消費者団体」とは、不特定かつ多数の消費者の利益のためにこの法律の規定による差止請求権を行使するのに必要な適格性を有する法人である消費者団体（消費者基本法（昭和43年法律第78号）第8条の消費者団体をいう。以下同じ。）として第13条の定めるところにより内閣総理大臣の認定を受けた者をいう。

I 第1項から第3項まで

1 趣旨

本法で取り扱う消費者契約（「消費者」と「事業者」との間に締結される契約）の適用範囲を決めるに当たっては、契約の締結、取引に関する「情報・交渉力の格差」を念頭に置きつつ「消費者」と「事業者」の範囲を決める必要がある。

本法における「消費者」と「事業者」とを区別する観点は、契約の締結、取引に関する「情報・交渉力の格差」である。この格差は、「事業」（一定の目的をもってなされる同種の行為の反復継続的遂行）に由来することから、この概念を定義において用いるものとした。

2 条文の解釈

（1）「事業として又は事業のために契約の当事者となる」

本条で定義する「消費者」とは、「事業としてでもなく、事業のためにでもなく」契約の当事者となる主体を意味し、「事業者」とは、「事業として又は事業のために」契約の当事者となる主体を意味する。

このうち、（4）・（5）に後述する「法人」及び「その他の団体」については、これらの団体が当事者となって締結する契約が「事業者」としてするものであると考えられる。

しかし、次の（2）に述べるように個人事業者については、「事業者」として「事業として又は事業のために」契約の当事者となる場合もあれば、「消費者」として「事

業としてでもなく、事業のためにでもなく」契約の当事者となる場合もある。したがって、本法においては個人事業者が「事業として又は事業のために」契約の当事者となる場合には「事業者」として取り扱うことが妥当である。

なお、ここに掲げる「事業として又は事業のために」とは、「契約の当事者となる主体『自らの』事業として、又は『自らの』事業のために」という意味である。

ア 「事業」

「事業」とは、「一定の目的をもってなされる同種の行為の反復継続的遂行」であるが、営利の要素は必要でなく、営利の目的をもってなされるかどうかを問わない。また、公益・非公益を問わず反復継続して行われる同種の行為が含まれ、さらには弁護士、税理士等の「自由職業（専門的職業）」の概念も含まれるものと考えられる。

なお、労働契約（雇用主に対して、従業員が労務の提供に服することを約する契約）に基づく労働は、自己の危険と計算によらず他人の指揮命令に服するものであり、自己の危険と計算とにおいて独立的に行われるものである「事業」という概念には当たらないと考えられる（第48条参照）。

イ 「事業として」と「事業のために」

「事業として」とは、同種の行為を反復継続して行うことをいう。角田禮次郎ほか共編『法令用語辞典〔第10次改訂版〕』（学陽書房、2016）によれば、「業とする」とは、「一定の行為の反復的継続的遂行が『業』としてされたかどうかについて判定に困難な場合が少なくないが、結局、社会通念上それが事業の遂行とみられる程度の社会的地位を形成するかどうかによって決定するほかはない」とされている。

「事業として」については、ある期間継続する意図をもって行われたものであれば、最初の行為も事業として行われたものと解されるし、事業規模や形態のいかんは問わない。

「事業のために」とは、事業の用に供するために行うものが該当する。

（２）「個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）」

事業を行っていない個人については、本法において当然に「事業としてでもなく、事業のためにでもなく」契約の当事者となる「消費者」と考えられるが、個人事業者については、「事業者」として契約の当事者となる場合も、「消費者」として契約の当事者となる場合もある。

例えば、個人事業者が当該事業のためにパソコンを購入したが、同時に個人の趣味としてそのパソコンを使用するというように、「事業のために」契約の当事者となるか、それとも「事業のためではない目的のために」契約の当事者となるかの判断を一概に決めることができない場合がある。この場合は、個々の具体的契約に即して、客観的にみて「事業のために」契約の当事者となるかどうかを判断することになる。

その場合の判断をするための考え方としては、

- ① まず、契約締結の段階で、該当事項が目的を達成するためになされたものであることの客観的、外形的基準（例：名目等）があるかどうかで判断し、
- ② ①のみで判断することにつき現実的に困難がある場合は、物理的、実質的（例：時間等）基準に従い、該当事項が主として（例：上記のパソコン購入の例の場合、使用時間のうち、その2分の1以上を事業のために使用しているか等）目的を達成するためになされたものであるかどうかで判断する、

ということが考えられる。

なお、消費者に該当することを前提としたと考えられる裁判例として、事業者から不動産投資を勧められて2件の不動産を購入した個人について、不動産投資をするに当たっての不利益な事情を十分説明されていなかったなどとして、第4条第2項による取消しを認めた裁判例（東京地判平成24年3月27日）が存在する。

ア 個人が「消費者」か「事業者」かについて判断がつかない場合

事業者は、個人と契約を締結しようとする際にその相手方である個人が「事業として又は事業のために契約の当事者」となっているかどうかについて判断することが困難である場合がある。

すなわち契約時において、契約相手の個人が「事業として又は事業のために」当該契約を締結することが、契約時の名目や契約相手の個人の言動からは判断できず、また、契約相手の個人の事業についての情報もないような場合には、当該事業者にとって判断することは困難であると思われる。

しかし、本法は直接的には裁判規範となる民事ルールであるため、究極的には裁判所があらゆる客観的事実を勘案して判断することとなるし、当該個人が「消費者」として当該契約を締結したことについても、その立証責任は、民事訴訟法に従い、当該争いにおいて消費者契約法の適用があることを主張する個人が負担することとなる。

このほか、例えば、事業者が本法の適用を免れる意図で、契約相手の個人について法人その他の団体名義での契約書を作成したような場合には、単に契約書面上の記載だけで判断するのではなく、実体として「事業として又は事業のために」契約を締結していないのであれば、当該個人は「消費者」と考えられるが、最終的には個別具体例に即し、司法の場において判断される。

イ 用途の変更

当初、個人利用として締結した契約内容を、ある期間経過後、事業のために利用した場合の本法の適用の有無は、契約内容に連続性があれば、契約当初における利用目的によって判断される。

したがって、具体例に則して考えると、インターネット契約を当初個人が個人利用としてインターネット事業者との間で締結し、当該個人が半年後通信販売事業を開始した場合、通信販売事業を開始した時点において、当該契約の取消しや変更がなく当初の契約が続いていれば、当該契約については消費者契約となる。

（３）「第 43 条第 2 項第 2 号を除く」

第 43 条第 2 項第 2 号（管轄）では、景品表示法上の不当行為があった地を規定しているが、景品表示法上の「事業者」を本法上の「事業者」と区別する観点から、本条第 2 項において、「この法律」とあるところ、その後に「(第 43 条第 2 項第 2 号を除く。)」と明記することとした。

（４）「法人」

法人とは、自然人以外で、法律上の権利義務の主体となることを認められているものとされている。国・県・市・町・村のような公法人、特別法による特殊法人、一般社団法人又は一般財団法人、株式会社のような営利法人、協同組合のように個別法に根拠をもつ法人、特定非営利活動促進法人等に分類される。宗教法人や労働組合法第 11 条に基づく労働組合もこれに含まれる。

なお、行政主体が一方当事者となる場合は、行政法学上、下記のような類型の行政においては、「契約」による法律関係が存在すると考えられている。

ア 調達行政

行政処分（課税、土地収用等）によることもあるが、土地の任意買収、普通財産の売却の場合等は、民法上の「契約」と解される。

イ 給付行政

- ① 任意の人からの要求に応じて行政主体がサービスを提供する場合（水道利用関係等）は、民法上の「契約」と解される。
- ② 行政主体が一定の要件を満たす私人に財やサービスを提供する場合（公立保育所の入所許可等）には、受給資格の認定は行政処分によって行われるが、実際の財やサービスのやり取りは契約に基づいて行われ、特則のない限り、民法上の「契約」であると解することも可能である（注）。

（注）行政処分に続けて、あるいは行政処分と同時に、行政主体と受給者との間で契約が締結されるとの考え方（２段階説）。

なお、規制行政（運転免許証の交付、旅券の発行等）、公証行政（登記、戸籍、住民票の記載、写しの交付等）については行政庁の公権力の行使、すなわち「行政処分」と考えられている。こうした分野は、行政手続法により規律されるべきものであり、「契約」に基づく法律関係とは考えられていない。

このほか、行政主体が物を万人の利用できる状態に置き（公用開始）、万人がこの物（公共用物）を利用する場合（公共用物の一般使用）や、公益的観点から、私人がサービスを受ける義務を負い、この義務に基づいて行政主体から給付を受ける場合（公立小中学校の在学関係、下水道の利用等）についても、通常は、「契約」に基

づくものとは考えられていない。

(5) 「その他の団体」

「その他の団体」には、民法上の組合（民法第 667 条～第 688 条）を始め、法人格を有しない社団又は財団が含まれる。各種の親善、社交等を目的とする団体、PTA、学会、同窓会等といった法人となることが可能であるがその手続を経ない各種の団体がこれに含まれる。法人格を有しない場合のマンション管理組合もこれに含まれる。

なお、親善団体と考えられる大学のラグビークラブチームと事業者との契約において、当該チームが「消費者」に該当するかという問題について、権利能力なき社団のように、一定の構成員により構成される組織であっても、消費者との関係で情報の質及び量並びに交渉力において優位に立っていると評価できないものについては、「消費者」に当たるとした裁判例（東京地判平成 23 年 11 月 17 日判例時報 2150 号 49 頁）が存在する。

(6) 「消費者契約」

民法における「契約」のうち、本条で定義する「消費者」と「事業者」との間で締結される契約のことをいう。

3 個別の契約類型例

〔事例 2－1〕公益社団法人及び公益財団法人が本業又は副業のために行う取引

公益社団法人及び公益財団法人は事業者であり、事業者が本業又は副業のために行う取引は事業者として行うものであると判断される。

〔事例 2－2〕宗教活動

宗教法人については、法人に当たるため、事業者となる。また、教祖及び信者が行う宗教活動については、「事業＝一定の目的をもってなされる同種の行為の反復継続的遂行」の概念に当たれば事業となる。その上で、宗教法人等が行う宗教活動については、民法上の「契約」の概念に該当しない宗教活動であれば「消費者契約」には当たらない。

したがって、宗教活動に伴う喜捨や布施が、宗教法人に対する「贈与」（すなわち、契約）に当たるかどうかは、民法の解釈によって定まるものであって、本条の「消費者契約」の解釈によって定まるものではないし、宗教活動と裁判の関係について、特に変更を加えるものではない。

〔事例２－３〕内職商法

いわゆる内職商法とは、業者が、例えば簡単な作業で高収入を得られるなど条件の良い内職を、ダイレクトメール等で広告して希望者を集め、内職のための材料や機械を高い金額で購入させる。購入者は、その材料や機械を使って仕事をして、技術不足等の理由をつけられて、もともと買い取るつもりがない業者に製品の買取りを拒否され、収入を得ることができず、結局損をさせられるという商法であると考えられる。

まず、内職商法その他における「内職」というシステム自体を考えると、内職の注文者と内職の請負人（注文者から内職を頼まれた個人）との関係は、一般的には労働法上における労働契約ではなく、民法上における請負契約であり、内職商法は労働契約には当たらない（第 48 条を参照）。

また、内職商法が本法の適用対象となるかどうかについては、内職の請負人が本条に規定する「事業者」となるか、それとも「消費者」となるかが問題になる。

本法は民事ルールであるため、最終的には個別具体例に即し、司法の場において判断されるものであるが、いわゆる内職商法の中には、内職のために必要な材料や機械を購入させることを主な目的とし、その内職が客観的にみて実体がなく、事業であるとは認められないものがある。

この場合、内職のための材料や機械を高い金額で購入する契約は「事業のため」の契約ではないこととなるため、本条における「消費者」に該当し、本法の適用範囲に入ると考えられる。

また、その判断基準は「事業性」があるかどうかであり、また、ここでいう「事業」とは、「一定の目的をもってなされる同種の行為の反復継続的遂行」のことを指すが、「事業性」については、単に内職の回数や利益の存在によって判断するものではなく、それらを始めとして、契約の段階における事業者の意図（本当に内職をさせる意図があったのか、それとも単に内職をさせることを口実にして内職のための材料や機械を高い金額で購入させる意図だったのか。前者であると認められた場合には、本法の問題ではなく債務不履行の問題となる。）等の諸々の要素を含めて、全体として事業とみなすことが適当であるかどうかにより判断されるものと考えられる。

〔事例２－４〕マルチ商法

いわゆるマルチ商法とは、販売組織の統括者等が他の人を組織に加入させ、さらにその加入した者に別の人を組織に加入させることを次々に行わせることにより組織をピラミッド形に拡大させていく商法であると考えられる。

加入をしようとする者が商品やサービスの再販売等を行う意思を持たず、自らの消費のためだけに当該商品やサービスの購入契約又は提供契約を締結する場合は、当該商品やサービスの購入契約又は提供契約は「事業としてでもなく、事業のためでもなく」なされる契約となるため、加入者は本条における「消費者」に

該当し、販売組織の統括者等との取引は本法の対象になると考えられる。

しかし、この取引では、加入をしようとする者が再販売等を行う意思を持って販売組織に加入し、当該商品やサービスの購入契約又は提供契約を締結することが通常であり、他にもあつせん、委託形態もあるが、この場合には当該商品やサービスの購入契約又は提供契約は「事業として」なされる契約になると考えられる。

したがって、加入者は本条における「事業者」に該当し、販売組織の統括者等との取引は本法の対象にならないこととなるが、最終的には個別具体例に即し、司法の場において判断されるものと考えられる。

〔事例２－５〕フランチャイズ商法

いわゆるフランチャイズ商法におけるフランチャイズ契約とは、本部と多数のチェーン加盟店からなる事業形態において、本部は加盟店に対して契約期間中、店舗運営に伴う商標使用権の許諾・経営ノウハウ及び経営指導を提供し、加盟店はその対価としてロイヤリティーフィーを支払うという契約であると考えられる。

本部については、本条における「事業者」に該当し、チェーン加盟店についても「事業のため」の契約であると考えられるため、本条における「事業者」に該当することとなるため、フランチャイズ契約については本法の対象とはならない。

もっともフランチャイズ契約を装った不当な勧誘行為など、事案によっては、本法の対象となるものもあり得るが、最終的には個別具体例に即し、司法の場において判断されるものと考えられる。

〔事例２－６〕モニター商法

いわゆるモニター商法とは、一般的にはモニター（商品やサービスを業者から特別の条件で購入する代わりに、商品やサービスを実際に使用した上で得た情報を業者に報告する者）になってもらうことを条件に商品やサービスを特別に提供すると思わせて売りつける商法であると考えられる。

この場合、モニター商法を行う業者については、一般的に本条の「事業者」に該当するものと考えられる。しかし、モニターについては、客観的にみてモニター自身が行うモニタリング自体に「事業」性がないと考えられる場合には、当該モニタリングのために商品やサービスを購入する契約は「事業のため」の契約ではないと考えられる。

したがって、そのような場合のモニターは本条における「消費者」に該当し、本法の適用範囲に入ると考えられるが、いずれにしても本法は民事ルールであるため、最終的には個別具体例に即し、司法の場において判断されるものと考えられる。

〔事例２－７〕保証契約等

個人との保証契約等は、原則として本法の対象となる。ただし、事業者間のリース契約に係る保証契約等においては、保証人等である個人が当該保証契約等を「自らの事業として又は自らの事業のため」に締結していると認められる場合には、本法の適用はないと考えられる。

以上の見解に基づき、上記取引事例の保証人等である個人の属性別の本法の適用の有無を一般的に判断すると、以下のとおりと考えられる。

- (1) 法人の経営者（代表取締役、取締役）や従業員等が、個人として、法人の負っている債務の保証人等となる保証契約等

法人の経営者や従業員等は自らが事業主体となっているわけではないため、原則として本条における「消費者」に該当すると考えられる。

したがって、この場合における保証契約等は消費者契約となる。

- (2) 個人事業者や共同事業者、従業員等が個人として、個人事業者の負っている債務の保証人等となる保証契約等

基本的には(1)と同じだが、共同事業者については、当該保証契約等を「自らの事業として又は自らの事業のため」に締結していると認められる場合が多いと考えられるため、一般的には本法の適用はないと考えられる。

- (3) 事業者間取引となる主契約（リース契約）に第８条から第１０条で無効となる契約条項が含まれており、その保証契約等が消費者契約となる場合

リース契約（事業者間取引となる主契約）と保証契約等（事業者と個人との間の取引）は別契約であり、保証契約等が消費者契約となる場合、その保証契約等の契約条項に第８条から第１０条で無効となる契約条項に該当する契約条項があるかどうかを判断することになる（切り離して考える）。

すなわち、第８条から第１０条で無効となる契約条項が含まれているリース契約（主契約）に係る保証契約等は、当該契約条項がリース契約（主契約）の内容である限り、その保証契約等に本法の適用があっても当該契約条項を理由とする請求は無効と判断されないものと考えられる。ただし、保証契約等を構成する契約条項（保証契約等の内容に係る事業者と保証人個人との間の取決め）が第８条から第１０条で無効となる契約条項に該当すれば、その契約条項は無効となる。

〔事例２－８〕介護サービス契約

本法は民事ルールであるため、民法における契約のうち、本条における「消費者」と「事業者」との間に締結される契約であれば、取引の形態を問わずその対象となる。

したがって、「要介護認定を受けた介護サービスの利用者」と「介護サービス事業者（注）」との間に締結される介護サービス契約についても、本条における「消

費者」と「事業者」との間に締結される契約であるため、本法の対象となる。

(注) 介護サービス事業者

介護サービスを提供する指定居宅サービス事業者等及び介護保険施設

さらに、介護サービスの利用者とケアプラン作成事業者（指定居宅介護支援事業者）との関係については、要介護認定を受けた介護サービスの利用者が、ケアプラン（介護サービス計画）を作成する契約を、ケアプラン作成事業者と締結した場合についても、本条における「消費者」と「事業者」との間に締結される契約であるため、本法の対象となる。

〔事例２－９〕医療

患者が入院等を強制される行政処分のように、医療機関と患者との間に契約が存在していないとされている関係(注)においては本法の適用はないが、契約が成立しているとみられる場合には本法の適用がある。

(注) 医療機関と患者の間に契約が存在していないとされている関係

ア 法律上、患者に受診が義務付けられる場合

１) 患者が入院等を強制される行政処分の場合

根拠法：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（入院措置）

麻薬及び向精神薬取締法（入院措置）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（入院措置）

等

２) あらかじめ法律で受診が義務付けられている場合

根拠法：労働安全衛生法（健康診断）

イ 救急医療のような事務管理とみなされる場合

〔事例２－１０〕資格商法

いわゆる資格商法とは、一般的には「受講するだけで資格が取れる」などと言って、公的資格や民間資格を取得するための講座を受けるよう、強引に勧誘する商法であると考えられる。

資格商法を行う業者については、本条の「事業者」に該当する。一方、勧誘を受ける側については、客観的に見てその資格が自らの「事業のため」のものである場合は、本条の「事業者」に該当するため、本法の対象とはならない。しかし、その資格が自らの「事業のため」のものでない場合は本条における「消費者」に該当するため、本法の対象となる。

いずれにしても、本法は民事ルールであるため、最終的には個別具体例に即し、司法の場において判断されるものと考えられる。

＜参考＞ 資格商法における取扱い

契約の相手方は事業者とする。また、あくまでも抽象的に試みた仕分けであり、最終的

には個々の具体例に即し、司法の場において判断されるものである。

契約締結の動機		主体の 取扱い	消費者 契約か
(1)	自分で事業を行っている事業者が、業務上必要な資格を取得するため、自分で受講の申込みをした。 → 事業のための契約	事業者	×
(2)	従業員が雇用主から業務遂行のため資格をとることを要求されたため、自分で受講の申込みをした。 → <u>労働のための契約</u> （※労働契約の労働は「事業」ではないため、労働のための契約は「事業のため」の契約には当たらない）（第48条参照）	消費者	○
(3)	従業員が業務遂行のために資格をとることが必要と自主的に判断したため、自分で受講の申込みをした。 → <u>労働のための契約</u> （※労働契約の労働は「事業」ではないため、労働のための契約は「事業のため」の契約には当たらない）（第48条参照）	消費者	○
(4)	将来その資格をもって独立開業する意図をもって自分で受講の申込みをした。（例：将来弁護士になろうという者が弁護士資格に関する講座を受講する場合） → 未だ事業を行っていない段階のため、「事業のため」の契約には当たらない。	消費者	○
(5)	将来その資格をもって独立開業する意図はなく、また業務遂行のため資格をとることが必要と雇用主から要求されたわけではなく、業務遂行のため資格をとることが必要と自主的に判断したわけでもないが、趣味の一環として自分で受講の申込みをした。 → 「事業のため」の契約には当たらない。	消費者	○

〔事例2－11〕株の個人投資家

株の個人投資家についてはまず、株取引の原資の性格や目的を客観的に判断して、個人投資家の行っている「事業として又は事業のため」に行われる取引かどうかによって、本条における「事業者」であるか「消費者」であるかを定めることとなる。

すなわち、株取引の収益が再投資や生計の原資の全部又は重要な一部分となるような場合は、個人投資家が「事業として」行う取引であると考えられ、したがって、この場合の個人投資家は本条における「事業者」となる。

また、個人が自ら行っている事業の事業資金の運用手段として株取引を行う場合は、「事業のため」に行う取引であり、この個人は本条における「事業者」となるが、いずれにしても、本法は民事ルールであるため、最終的には個別具体例に

即し、司法の場において判断されるものと考えられる。

Ⅱ 第4項

1 趣旨等

本法では、消費者の被害の発生又は拡大を防止して消費者の利益の擁護を図るため、適格消費者団体が事業者等に対し差止請求をすることができることとしているところ、差止請求をする主体は、不特定かつ多数の消費者の利益を擁護する観点から真摯に差止請求をすることが期待できる者である必要がある。かかる観点から、第13条においては、特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人であること、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を行うことを主たる目的とし、現にその活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていると認められること、差止請求関係業務を適正に遂行するための体制及び業務規程が適切に整備されていること等の要件の全てに適合する者を内閣総理大臣が認定することとしたところであり、また、この主体については、消費者基本法第8条に規定する消費者団体としての活動に努めることが期待されるところである。

以上を踏まえ、不特定かつ多数の消費者の利益のために本法の規定による差止請求権を行使するのに必要な適格性を有する法人である消費者団体として第13条の定めるところにより内閣総理大臣の認定を受けた者を「適格消費者団体」とする定義規定を置くこととした。